

3

重点整備地区の選定

3-1 重点整備地区の考え方

バリアフリー新法では、バリアフリー化のための事業推進に当たり、一体的・重点的に整備を進める地区を、重点整備地区として定めることとなっている。

「重点整備地区」とは、次に該当する地区を指す。

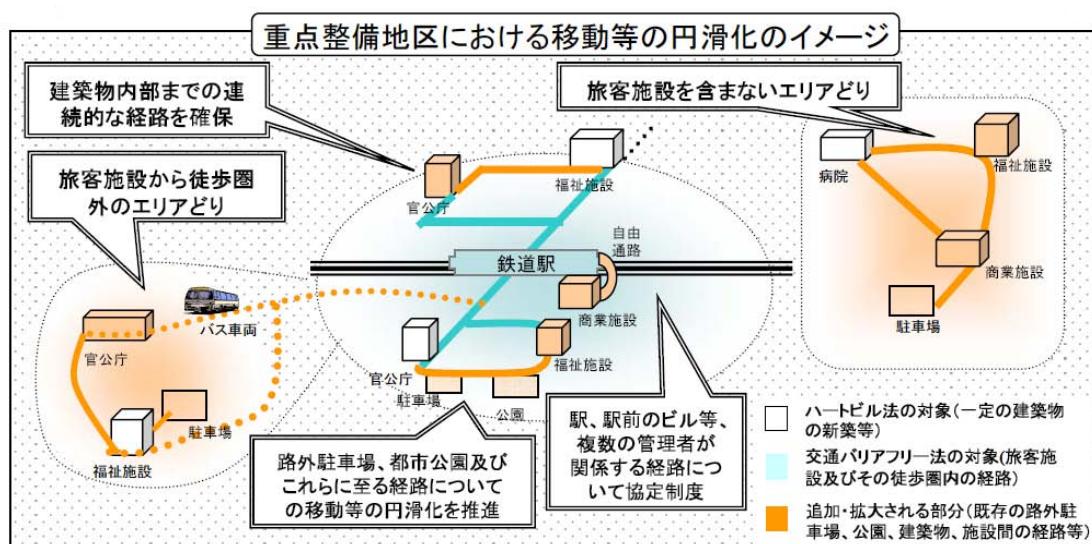
生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（法第2条第21項）

（面積概ね400ha未満、生活関連施設（特別特定建築物）が3つ以上所在）

①特定旅客施設から徒歩圏内であって、生活関連施設が集積している地区

②生活関連施設が集積しているものの、特定旅客施設から徒歩圏外にあって、その特定旅客施設とはバス等により結ばれている地区

③生活関連施設が集積しているものの、その中に特定旅客施設が存在しない地区



3-2 重点整備地区の選定

前述の考え方に基づき、市内での旅客施設、公共施設等の立地状況を踏まえると、重点整備地区を設定するエリアとしては、JR春日井駅周辺と市役所周辺の2つのエリアが考えられる。選定理由を以下に示す。

重点整備地区 に考えられる エ　リ　ア	選　　定　　理　　由	主　要　施　設	備　　考
JR春日井駅 周　　辺	JR春日井駅の1日当たり乗車人 数は約16,000人であり、特定旅客施 設に該当し、鉄道、バスの結節点と して、市内の中心的な交通拠点でも ある。また、公共施設は少ないもの の商業施設や医療施設など生活関連 施設が多く立地し、人口密度も高い。 高齢者、障がい者等が日常的に利 用しているエリアである。従って重 点的にバリアフリー化すべきエリアと 考えられる。	JR春日井駅	特定旅客 施設※1
市　役　所　周　辺	市役所をはじめ、文化フォーラム や市民会館など市の主要な官公庁施 設が集積しており、市内全域からの 利用者がある。JR春日井駅からバ スにより結ばれているとともに、周 辺バス停は市内各地と路線がつなが っており、バス交通の一拠点ともな っている。従って重点的にバリアフ リー化すべきエリアと考えられる。	市役所	官公庁施設 特別特定建 築物※2
		文化フォーラム	
		春日井	
		市民会館	
		法務局春日井支 局	
		中央公園	都市公園
		春見公園	
		春日井商工会議 所	その他施設

※1 特定旅客施設…1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設（駅など）

※2 特別特定建築物…高齢者、障がい者が利用することが見込まれる建築物のうち、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用するもの

JR春日井駅周辺、市役所周辺は直線距離にして約1.3km離れているものの、両エリアは、1日175本の路線バスによって結ばれ、その運行頻度も高い。

＜重点整備地区の位置関係＞

